

## Ⅱ 表示、計量等の適正化及び 不適正な取引行為の禁止



Ⅱ 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

平成28年度の事業概要	平成27年度の実績	実績評価
<p><b>1 表示・包装の適正化</b></p> <p>(1) 表示（単位価格）の基準の推進（経済労働局） 基準で定めた対象店舗及び品目（加工食品・生鮮食品・日用品）について、必要に応じて表示（単位価格）状況を調査する。</p> <p>(2) 包装（消費者包装）の基準の推進（経済労働局） 商品の中身に比べて、包装や容器が大きすぎたり、包装や容器に経費をかけすぎたり、見せかけのごまかし包装等の過大包装や無理な詰め合わせ・抱き合わせを規制しているこの基準に基づき、必要に応じ、事業者に対して包装の適正化を呼びかける。</p> <p>(3) 過剰包装の自粛（環境局） 製品の適正包装を推進するため、市内の大手スーパー・百貨店・商店街等の店舗に対し、過剰包装となりがちな中元・歳暮時期を重点的に、簡易包装及びレジ袋削減の推進について協力要請を行い、事業者との連携を通じたごみ減量を推進する。</p> <p>(4) 食品表示の適正化の推進 （健康福祉局・区役所・経済労働局）</p> <p>① 食品表示法※に基づく監視指導 食品表示法に基づき監視指導を実施し、食品表示の適正を確保する。特に、食品添加物表示、期限表示、組換えDNA技術応用食品、アレルギー物質を含む旨の表示等について重点的に監視指導を行う。 ※平成27年4月1日施行</p> <p>② 健康増進法及び食品表示法に基づく適正化の推進 健康増進法及び食品表示法に基づき、栄養成分の表示、健康保持増進効果に関する広告等について指導を実施する。また、特定保健用食品及び特別用途食品の表示許可申請の受付を実施し、必要に応じて、栄養機能食品の検査を実施する。</p>	<p><b>1 表示・包装の適正化</b></p> <p>(1) 表示（単位価格）の基準の推進 対象品目の表示（単位価格）について、特に問題が認められなかった。</p> <p>(2) 包装（消費者包装）の基準の推進 包装の基準に係るものについて、特に問題が認められなかった。</p> <p>(3) 過剰包装の自粛 市内の大手スーパー・百貨店・商店街等の店舗に対し、過剰包装自粛及びレジ袋削減の推進への協力を要請した。 中元時期 1, 578件 歳暮時期 1, 575件</p> <p>(4) 食品表示の適正化の推進</p> <p>① 食品表示法に基づく監視指導 表示検査件数 87, 763件 指導数（口頭説諭等） 236件 指示・命令 1件</p> <p>② 健康増進法及び食品表示法に基づく適正化の推進 ・食品表示相談指導 19件 ・虚偽・誇大広告違反件数 1件 ・虚偽・誇大広告相談指導 4件</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

## II 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

平成28年度の事業概要	平成27年度の実績	実績評価								
<p>(5) 包装食品の表示基準の推進（経済労働局） この基準は、「調理冷凍食品」、「かまぼこ類」の2品目について、食品表示法で規定されている表示項目に加えて、「原材料配合割合」や「でん粉含有率」等を表示するよう事業者へ義務づけている。 この基準について、消費者や事業者への啓発を図るとともに、基準の内容の適宜見直しを行い、必要に応じて改正を行う。</p>	<p>(5) 包装食品の表示基準の推進 対象品目の品質表示について、特に問題が認められなかった。</p>	◎								
<p>(6) 自動販売機の表示基準の推進（経済労働局） 自動販売機で、めん類、ハンバーガー、弁当類等の食品を提供する事業者に対して、自動販売機に管理者の住所、氏名、電話番号等を表示することと定めているこの基準に基づき、対象となる自動販売機の設置状況に応じ、消費者や事業者への啓発を図る。また、基準の内容について見直しを行い、必要に応じて改正を行う。</p>	<p>(6) 自動販売機の表示基準の推進 対象となる自動販売機の設置について、特に問題は認められなかった。</p>	◎								
<p>(7) アフターサービスの基準の推進（経済労働局） 消費者が購入する家電製品、ガス及び石油機器、カメラ等の耐久消費財を対象に「保証書」に記載すべき内容等を定め、有料で修理した場合の修理内容等を記載した書面の発行を義務づけたこの基準について、必要に応じて消費者や事業者へ周知し、アフターサービスの適正化を図る。 また、基準の内容について見直しを行い、必要に応じて改正を行う。</p>	<p>(7) アフターサービスの基準の推進 消費者・事業者からの照会・問い合わせ等はなく、特に問題は認められなかった。</p>	◎								
<p>(8) 家庭用品の品質表示の立入検査（経済労働局） 家庭用品品質表示法で指定された繊維製品・合成樹脂加工品・雑貨工業品及び電気機械器具について、品目ごとに定められた適正な表示がなされているかの立入検査を実施する。 立入店舗数 10店舗 検査点数 1,500点</p>	<p>(8) 家庭用品の品質表示の立入検査 対象品目、90品目中18品目について立入検査を実施したが、特に注意をする店舗はなかった。 立入検査 4回（1月1回） （2月2回） （3月1回） 立入店舗数 13店舗 検査点数 3,499点</p>	◎								
<p>2 計量の適正化（経済労働局） (1) 特定計量器（はかり・分銅等）の定期検査 取引・証明に使用しているはかり・分銅等の性能・精度及び検定証印等について検査し、適正な計量の実施と消費者の利益を確保する。</p>	<p>2 計量の適正化 (1) 特定計量器（はかり・分銅等）の定期検査 特定計量器定期検査実績</p> <table border="1" data-bbox="818 1928 1414 2018"> <thead> <tr> <th>検査戸数</th> <th>検査機器数</th> <th>適正機器数</th> <th>適正率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>992</td> <td>3,282</td> <td>3,238</td> <td>98.7</td> </tr> </tbody> </table>	検査戸数	検査機器数	適正機器数	適正率(%)	992	3,282	3,238	98.7	◎
検査戸数	検査機器数	適正機器数	適正率(%)							
992	3,282	3,238	98.7							

## II 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

平成 28 年度の事業概要	平成 27 年度の実績	実績 評価																				
<p>(2) 特定計量器（はかり・各種メーター類）の立入検査等 取引・証明に使用しているはかりや、市民の生活に深く関わりのある各種メーター類（電気・水道・ガス等）について、有効期間の確認や使用実態の把握のため立入検査等を行う。</p> <p>また、家庭で使用されている特定計量器（体重計・キッチンスケール・体温計等）については、必要に応じ、実際に商品を購入して性能、精度の確認・検査を行う。</p>	<p>(2) 特定計量器（はかり・各種メーター類）の立入検査等 立入検査等実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業者数</th> <th>検査等件数</th> <th>適正件数</th> <th>適正率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はかり</td> <td>99</td> <td>498</td> <td>474</td> <td>95.2</td> </tr> <tr> <td>有効期間のある 特定計量器</td> <td>55</td> <td>660,726</td> <td>660,607</td> <td>99.98</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>154</td> <td>661,224</td> <td>661,081</td> <td>99.98</td> </tr> </tbody> </table> <p>※有効期間のある特定計量器：電気・水道・ガスメーター・燃料油メーターなど</p>		事業者数	検査等件数	適正件数	適正率(%)	はかり	99	498	474	95.2	有効期間のある 特定計量器	55	660,726	660,607	99.98	合計	154	661,224	661,081	99.98	◎
	事業者数	検査等件数	適正件数	適正率(%)																		
はかり	99	498	474	95.2																		
有効期間のある 特定計量器	55	660,726	660,607	99.98																		
合計	154	661,224	661,081	99.98																		
<p>(3) 商品量目立入検査 食料品等の詰め込み販売をしているスーパーなどの事業所で、商品の量目、表示及びはかりの使用状況等の確認のため立入検査を行う。</p> <p>また、商品の生産・加工をしている事業所に対して、量産された商品の量目検査及び計量管理の状況等の確認のため立入検査を行う。</p>	<p>(3) 商品量目立入検査 立入検査実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>事業者数</th> <th>検査件数</th> <th>適正件数</th> <th>適正率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>98</td> <td>2,666</td> <td>2,628</td> <td>98.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全国一斉量目立入検査、大規模生産事業所立入検査、他（臨時）。</p>	事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)	98	2,666	2,628	98.6	◎												
事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)																			
98	2,666	2,628	98.6																			
<p>(4) 商品量目試買検査 仕入商品等、店頭での立入検査では対応できない商品については実際に商品を購入し、量目、表示等の検査を行う。</p>	<p>(4) 商品量目試買検査 試買検査実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>事業者数</th> <th>検査件数</th> <th>適正件数</th> <th>適正率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>84</td> <td>74</td> <td>88.1</td> </tr> </tbody> </table>	事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)	5	84	74	88.1	◎												
事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)																			
5	84	74	88.1																			
<p>(5) 計量展示室の公開 計量検査所内の計量展示室に江戸時代のはかりから近・現代の歴史的な計量器を展示、公開する。 正しい計量管理のための普及・啓発、情報提供を実施する。</p>	<p>(5) 計量展示室の公開 来場者数 約 2,000人</p>	◎																				
<p>(6) 適正計量の普及・啓発 正しい計量管理のための普及・啓発、情報提供を実施する。</p> <p>① 計量管理強調月間運動 ② 正量取引強調月間運動 ③ 計量推進大会 ④ 計測技術講習会 ⑤ 計量教室 ⑥ 商品量目協働試買テスト事業</p>	<p>(6) 適正計量の普及・啓発 市内事業所の計量管理及び品質管理の推進を図るため、計量管理強調月間運動の展開、講演会及び研究発表会等を実施した。</p> <p>① 計量管理強調月間運動 11月1日～30日 ② 正量取引強調月間運動 7月・12月 ③ 計量推進大会 受講者 41人 ④ 計測技術講習会 受講者 19人 ⑤ 計量教室 受講者 58人 ⑥ 講演会 2回 ⑦ 工場・施設見学会 2回 ⑧ 機関誌「川崎計管」の発行 3回</p>	◎																				

## II 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

平成 28 年度の事業概要	平成 27 年度の実績	実績 評価
<p><b>3 不適正な取引行為の禁止（経済労働局）</b></p> <p>(1) 事業者との情報交換 販売業者等と情報交換を行うとともに、法令等の遵守を指導する。</p> <p>(2) 不適正な取引行為の禁止 事業者と消費者との間の取引行為について、契約の勧誘から履行終了に至るまでの段階を7つの類型に分け、条例で「不適正な取引行為」と定め、事業者にこうした行為を禁止しており、行為を行っている疑いがあると認めるときは実態を調査し、改善するよう指導する。</p> <p>(3) 被害拡大防止及び未然防止 広域的な消費者被害の拡大防止及び未然防止を図るために、近隣自治体や関係機関と協議し連携に努める。</p>	<p><b>3 不適正な取引行為の禁止</b></p> <p>(1) 事業者との情報交換 事業活動の適正化に向けて、販売業者等との情報交換を行った。</p> <p>(2) 不適正な取引行為の禁止 神奈川県・3政令市による事業者指導担当者会議に出席し、情報収集・情報交換や協議を行った上で、神奈川県・横浜市・本市の三者により、1事業者に対し合同指導を行った。</p> <p>(3) 被害拡大防止及び未然防止 近隣自治体及び関係機関との連携により、広域的な消費者被害の拡大防止及び未然防止に努めた。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>